

京情個審答申第44号
令和 7 年 6 月 27 日

京都府公立大学法人
理事長 金 田 章 裕 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定及び公文書非公開決定（公開請求拒否）
に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和 4 年12月23日付け 4 京法第103号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした別紙「公開しない部分の概要」欄で示す部分のうち、別表に記載の「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる部分は公開すべきであり、その余の判断は妥当である。一方、処分庁が行った非公開決定（公開請求拒否）は、これを取り消し、公開請求の対象となる公文書を特定し、公開又は非公開の決定を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年12月1日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府公立大学法人理事長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「○年○月○日から○年○月○日まで開設された○講座（以下、「寄付講座」という。）に関する以下の文書ないしデータ(1)寄付講座会計報告書（○年○月から○年○月までの会計全て）（以下「本件公開請求文書①」という。）(2)○医師の寄付講座在任中の人件費の経理課における試算額とその根拠となる資料（以下「本件公開請求文書②」という。）(3)寄付講座在任期間中の○医師の給与明細（以下「本件公開請求文書③」という。）(4)寄付講座に関する人件費の支払額とその財源に関する明細（○医師の人件費不足分の財源に充てられた寄付団体名、財源の趣旨が記載された資料を含む）（以下「本件公開請求文書④」という。）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、令和3年12月16日、「対象公文書には個人又は法人に関する情報が多く含まれており、かつ、その内容が複雑なものであり、関係機関との調整に時間を要するため」として、条例第11条第2項の規定により公開決定等を行う期間を令和4年1月31日まで延長した。
- 3 令和4年1月31日、処分庁は、本件公開請求のうち、本件公開請求文書①、②及び③については別紙「公開しない部分の概要」欄で示す部分を除いて公開する公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行い、公文書部分公開決定通知書を、本件公開請求文書④については本件公文書の存否を答えること自体が非公開とすべき情報に該当するとして、公文書非公開決定（公開請求拒否）（以下「本件公開請求拒否処分」という。）を行い、公文書非公開決定通知書（公開請求拒否）を、同日、審査請求人に送付した。
- 4 令和4年3月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件部分公開決定処分及び本件公開請求拒否処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和4年3月31日付けで受付された。
- 5 令和4年12月23日、諮問庁である京都府公立大学法人理事長（以下「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件部分公開決定処分及び本件公開請求拒否処分の取消しを求めるというものである。

第4 諮問庁の説明の要旨

処分庁が、弁明書及び再弁明書並びに諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件部分公開決定処分のうち、本件公開請求文書①に係る部分について

- (1) 本件公開請求文書①については、「個人名」が条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するため非公開とし、それ以外の箇所を公開することとして本件部分公開決定処分を行ったものである。

条例第6条に規定する非公開情報は、請求者の属性に関わらず一律に適用されるものであり、当該非公開情報に係る情報公開請求であっても、非公開となる。

- (2) 審査請求人の主張する株式会社○からの寄付金に係る記載は、対象文書内に存在しない。

- (3) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件部分公開決定処分は妥当である。

2 本件部分公開決定処分のうち、本件公開請求文書②及び③に係る部分について

- (1) 本件公開請求文書②及び③については、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当する部分を除き、全て公開することとして本件部分公開決定処分を行ったものである。

1の(1)で述べたとおり、条例第6条に規定する非公開情報は、請求者の属性にかかわらず一律に適用されるものであり、当該非公開情報に係る情報公開請求であっても、非公開となる。

- (2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件部分公開決定処分は妥当である。

3 本件公開請求拒否処分について

- (1) 本件公開請求文書④については、該当する公文書の存否を答えること自体が、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報」である、特定個人の人件費に関する寄付金の存否を公開することとなり、当該個人の権利を損なうおそれがあることは否定できないことから、条例第9条の規定により本件公開請求拒否処分を行ったものである。

- (2) したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件公開請求拒否処分は妥当である。

第5 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件部分公開決定処分のうち、本件公開請求文書①に係る部分について

- (1) 本件部分公開決定処分により部分公開された会計報告書には、株式会社○からの寄付金500万円に関する記載がなく、また、○社の寄付金では不足と○から説明されていた審査請求人の人件費を補填した経費の記載もなく、人件費捻出の経過は極めて不自然なものである。
- (2) 処分庁は、本件部分公開決定処分によって公開した文書には株式会社○からの寄付金に係る記載はない旨、主張しているが、企業から寄付金を受け、寄付講座教員の人件費に充てているのであれば、当該会社からの寄付金を会計報告書に記載しない理由はない。
- (3) したがって、本会計報告書は、本件公開請求文書①の全てではない。

2 本件部分公開決定処分のうち、本件公開請求文書②及び③に係る部分について

- (1) 公開された部分は、「情報のテンプレート」であり、非公開処分と何ら変わらない。
自己の給与に関する情報の公開を求めることは、社会通念上も一般社会情勢からもおおよそ妥当であり、少なくとも「通常他人に知られたくない」情報にはなりえず、条例第6条に規定する非公開情報には該当しない。
- (2) 一方で、公開された部分には審査請求人の氏名が記載されており、処分庁の「個人に関する情報」の全てが非公開理由に該当するとの条例に対する解釈とは相矛盾する。
- (3) 加えて、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申1301号は、給与や各種手当も開示すべきと結論づけている。

3 本件公開請求拒否処分について

- (1) 寄付講座を担当している審査請求人は、○株式会社及び株式会社○からの寄付金の存在やこれらの寄付金で寄付講座が運営されていたことを認識していることから、審査請求人に対して存否を明らかにしても条例第6条の「個人の権利利益を害するおそれ」等が発生することはない。
- (2) 大学のコンプライアンス上、寄付講座に係る寄付を行った団体名やその趣意を記載するのはごく当然であり、大学のガバナンス上も、およそ本件公開請求に係る公文書の存否を答えることが非公開情報を公開することにはなり得ない。
むしろ、寄付を受けた研究機関が、人件費、研究環境整備その他資材等をどのような使用用途で研究を遂行したかを明確にすることは、大学のコンプライアンス上、重要なことであり、研究者としての責務でもある。

第6 審議会の判断理由

1 本件部分公開決定処分のうち、本件公開請求文書①に係る部分について

- (1) 審査請求人は、処分庁が特定した文書は、本件公開請求文書①の全てではない旨を主張していることから、本件公開請求に係る文書の特定の適否について検討し、判断することとする。

ア 公文書公開請求を行う場合には、公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項を請求書に記載する必要がある。

ここにいう「公文書を特定するために必要な事項」とは、公文書の件名又は実施機関が公開請求に係る公文書を特定し得る程度の記載内容をいう。

一般的に、請求者が公文書を特定することは困難なことが容易に想定されることから、請求対象として記載された文書の件名又は内容が曖昧である場合には、記載された文言に拘泥するのではなく、請求の趣意を広めに解釈するなどして請求者の意図を汲んで文書を特定すべきである。

イ 本件に即していえば、審査請求人が、本件寄付講座の予算の仕組みや給与財源について、必ずしも精通しているとはいえない状況にあることが窺える。

一方で、公文書公開請求書の記載（本件公開請求文書①）からは、社会通念上、事業計画書・報告書、収支予算・決算書、寄付者等に対する寄付金に係る収支報告書その他名称のいかんに関わらず寄付講座の収支に係る会計状況をまとめた文書が一般に想定され得る文書といえる。

そして、本件のような請求があった場合には、当該寄付講座の原資となった寄付に係る会計書類だけでなく、当該寄付講座の運営のために賄われた資金又は収入の全てに係る全会計書類を請求対象文書として特定する必要がある。

ウ この点、諮問庁の職員により当審議会に対して、寄付講座は企業等からの任意の寄付に基づく講座であり、寄付金額の多寡等により研究内容や研究計画が限定されることから、所属長等の裁量によって研究内容・研究計画等の決定が行われるものであり、事業計画書の作成を求めておらず、事業計画書に当たる文書は存在しない旨、事業報告書は大学ホームページで公開しているが、収支についての記載はなく研究活動に特化したものである旨及び寄付者に対する個別報告も行っておらず、請求書記載の文書名から特定される文書は、本件部分公開決定処分に当たり特定した文書が全てである旨、申述があった。

これらのことについて、覆すべき資料はなく、文書の特定に不足はないといわざるを得ない。

- (2) なお、処分庁は、本件公開請求文書①として特定した「プロジェクト予算差引簿」について、個人名を非公開とし、他方で金額を公開とする本件部分公開決定処分を行っているが、本件事案における諸事情を勘案すれば、金額を非公開とし、個人名を公開とする部分公開決定をすべきであったことを申し添える。

- (3) 付言するに、本審議会は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第 62 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事項を処理する組織であり、処分庁が規定等により作成すべき文書を作成しなかったことについての違法性の有無を審議する組織ではないものの、(1)で存在しないとされた文書は、寄付者に対する説明責任や透明性等の観点からは、本来は作成されてしかるべきである文書とも考えられる。

2 本件部分公開決定処分のうち、本件公開請求文書②及び③に係る部分について

(1) 審査請求人は、処分庁が非公開とした情報には条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当しないものが含まれており、本件部分公開決定処分は妥当ではない旨を主張していることから、この点について検討し、判断することとする。

(2) 条例第6条第1号は、個人のプライバシーが個人の尊厳に関わる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等から、基本的人権を尊重する立場から、「個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」又は「個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録された公文書を非公開とすることを定めたものである。

(3) 本件公開請求文書②の記載について

ア 「生年月日」欄、「学歴」（学校名・修学期間・修学区分）欄、「資格」欄、「経歴」欄及び「格付」欄の記載については、特定個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして処分庁の判断は妥当である。

イ 「換算年合計」欄の記載については、特定個人の給与計算に密接に係る情報であり、公開すれば、他の情報と照合することにより当該特定個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして処分庁の判断は妥当である。

ウ 「特昇G」欄及び「初任給」欄（計算方法の適用の有無の記載を除く。）の記載については、これらの情報からは他の情報と照合することによっても特定個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

一方、「初任給」欄のうち、計算方法の適用の有無の記載については、特定個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして処分庁の判断は妥当である。

(4) 本件公開請求文書③の記載について

ア 「職員番号」欄の記載については、職員番号が公立学校共済組合の被保険者番号を兼ねている旨、諮問庁の職員による申述があった。

そのため、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして処分庁の判断は妥当である。

イ 「給料表」欄、「級」欄及び「号給」欄並びに「等級」欄、「健保標準報酬月額（又は短期標準報酬月額）」欄又は「健保標準賞与額（又は短期標準賞与額）」欄、「厚保標準報酬月額（又は長期（厚）標準報酬月額）」欄又は「厚保標準賞与額（又は長期（厚）標準賞与額）」欄及び「長期（退）標準報酬月額」欄又は「長期（退）

標準賞与額」欄の記載については、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとした処分庁の判断は妥当である。

ウ(ア) 「支給項目」欄及び「控除項目」欄のうち、それぞれの項目名については、本来、他の情報と照合することによっても特定個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきものである。

しかしながら、大学法人のシステムの設定により、支給又は控除がある場合にのみ項目名が表示されることとなっている旨、諮問庁の職員から当審議会に対して申述があったところである。

よって、これを公開すれば、特定個人の生活状況等が明らかになることから、項目名もなお、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとした処分庁の判断は、結論において妥当とせざるを得ない。

(イ) なお、情報公開制度が、原則公開を理念とし、例外として条例第6条に規定する非公開情報に限って非公開とすることを踏まえると、大学法人の現行のシステムの設定は望ましくないといわざるを得ない。

したがって、今後のシステム改修時等に改善が検討されることが望ましい旨を付言する。

エ 「累計」欄（給与支給累計・社会保険料累計・所得税累計）、「第1口座振込額」欄及び「差引支給額」欄の記載については、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとした処分庁の判断は妥当である。

オ 「備考」欄については、当該欄に記載がない場合にあっては、これを公開しても、他の情報と照合することによっても特定個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

一方、当該欄に記載がある場合であっても、本件公開請求文書③の他の部分で既に公開されている情報が記載されているときを除き、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとした処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、当該欄に記載がある場合であっても、本件公開請求文書③の他の部分で既に公開されている情報については、非公開とする理由がなく公開すべきである。

カ その他項目名が記載されていない欄（「支給項目」欄又は「控除項目」欄の項目名が記載されていない欄を除く。）については、これを公開しても、他の情報と照合することによっても特定個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

3 本件公開請求拒否処分について

- (1) 諮問庁の職員により、本件公開請求文書④については、その記載中に「○医師の」とあることから、特定個人の人件費に対する企業からの寄付金の存否を明らかにすることになり、これは通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報である「当該個人の財産状況（個人の収入状況）を類推させる情報」を公開することにつながるため、当該個人の権利利益を損なうおそれがあるとして本件公開請求拒否処分を行った旨、当審議会に対して申述があった。
- (2) そもそも、条例第9条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる非公開情報を公開することとなる場合をいう。
- (3) しかしながら、当審議会において、大学法人に対する寄付のうち、特定個人の人件費に充当されることとなったものに係る寄付の申込に関する文書及び人件費への振替に関する文書として処分庁が当審議会に提出した文書を閲読したところ、これらの文書には、処分庁が主張する特定個人の人件費に対する寄付金の存否を公開することとなる情報は、記載されていないことが確認できた。
- (4) したがって、条例第9条の規定に該当しないことから、処分庁が行った本件公開請求拒否処分は妥当ではない。
よって、改めて、公開請求の対象となる公文書を特定し、非公開情報の該当性を判断の上、公開又は非公開の決定を行うべきである。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和４年１２月２３日	諮問書の受理
令和５年 ３月 ８日	第１回審議会
令和５年 ９月２８日	第２回審議会
令和６年 ４月１６日	第３回審議会
令和６年 ７月 ９日	第４回審議会
令和６年 ９月 ３日	第５回審議会
令和６年１２月１２日	第６回審議会
令和７年 １月１７日	第７回審議会
令和７年 ３月１２日	第８回審議会
令和７年 ６月２７日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第１部会

委 員（部会長）	山 本 克 己
委 員	奥 野 美奈子
委 員	原 田 大 樹
委 員	宮 本 恵 伸
委 員	山 舗 恵 子

別紙

公文書の件名	公開しない部分の概要	非公開理由
(1) 寄付講座会計報告書	個人名	条例第 6 条 第 1 号
(2) 経理課作成の人件費試算額及びその根拠資料	給与額等公務に関係しない箇所	
(3) ○医師の給与明細		

別表

公文書の件名		公開とすることが妥当である部分
本件公開請求文書②	初任給計算書	・「特昇G」欄 ・「初任給」欄（計算方法の適用の有無の記載を除く。）
本件公開請求文書③	給与支給明細書 賞与支給明細書 差額支給明細書	・「備考」欄（記載がない場合及び記載がある場合であって、本件公開請求文書③の他の部分で既に公開されている情報が記載されているときに限る。） ・項目名の記載されていない欄（「支給項目」欄又は「控除項目」欄の項目名が記載されていない欄を除く。）